

議第165号

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を次のように行う。

平成24年 2月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

相 手 方	
事 件 の 種 類	地域改善対策就学奨励金等の返還及び延滞利子の支払の請求
事 件 の 内 容	<p>相手方の子は、地域改善対策就学奨励金及び地域改善対策就学奨励支度金（以下「就学奨励金等」という。）の借受者であるが、平成19年度から平成22年度までの各年度に返還の始期を迎える就学奨励金等について、それぞれ1年以内に返還すべきであるにもかかわらず、これらを滞納している。</p> <p>また、相手方は、当該借受者の連帯保証人である。</p> <p>このため、本市は、相手方に対し、これらの就学奨励金等（計1,087,340円）の返還を請求したが、相手方は、これに応じようとしない。</p> <p>そこで、相手方に対し、就学奨励金等の返還及び延滞利子の支払を求める訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を行おうとするものである。</p> <p>なお、今後返還の期限を迎える就学奨励金等について、本件の訴えの係属中に新たに滞納が生じたときは、本件の訴えに当該就学奨励金等の返還の請求を追加することとする。</p> <p>また、裁判上の和解は、相手方が本市の請求額の全額の支払を約束する場合に、支払方法について譲歩するものに行うこととする。</p>

提案理由

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を行う必要があるので提案する。